

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年12月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500378 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500054 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における被保険者資格喪失年月日が平成 8 年 3 月 31 日となっており、同月は被保険者期間とされていなかった。

請求期間当時は既に転職が決まっていたが、A社から 3 月いっぱいは残ってほしいと言われたため同社に引き続き勤務した経緯があり、同社には平成 8 年 3 月末日まで在籍したものと思っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法において厚生年金保険被保険者の資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日となる旨規定されているところ、請求者から提出された平成 8 年分給与所得の源泉徴収票には「A社 3. 30 退」と記載されているほか、雇用保険の加入記録により、請求者の同社における離職年月日は平成 8 年 3 月 30 日であることが確認でき、オンライン記録で確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合する。

また、事業主は、請求者の平成 8 年 3 月 31 日における勤務が確認できる資料がないと回答しているほか、オンライン記録において請求期間に A 社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚に照会をしたが、いずれの者からも請求者の勤務実態について回答を得ることはできず、請求期間において請求者が同社に勤務していたことを確認することはできない。

さらに、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、事業主は給与からの保険料控除方法については当月分の保険料を翌月の給与から控除する取扱いであったと考えられる旨回答しているところ、請求者から提出された平成 8 年 4 月分賃金支払明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間に厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。